

和歌山下津港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成25年11月

和歌山下津港港湾管理者

和 歌 山 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成9年 9月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成10年 2月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成11年 6月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成11年 7月 港湾審議会第169回計画部会
- ・平成12年 5月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成17年 3月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成18年 3月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成21年 2月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成23年 2月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成24年 2月 和歌山県地方港湾審議会

の議を経た和歌山下津港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 マリーナ計画	2

変更理由

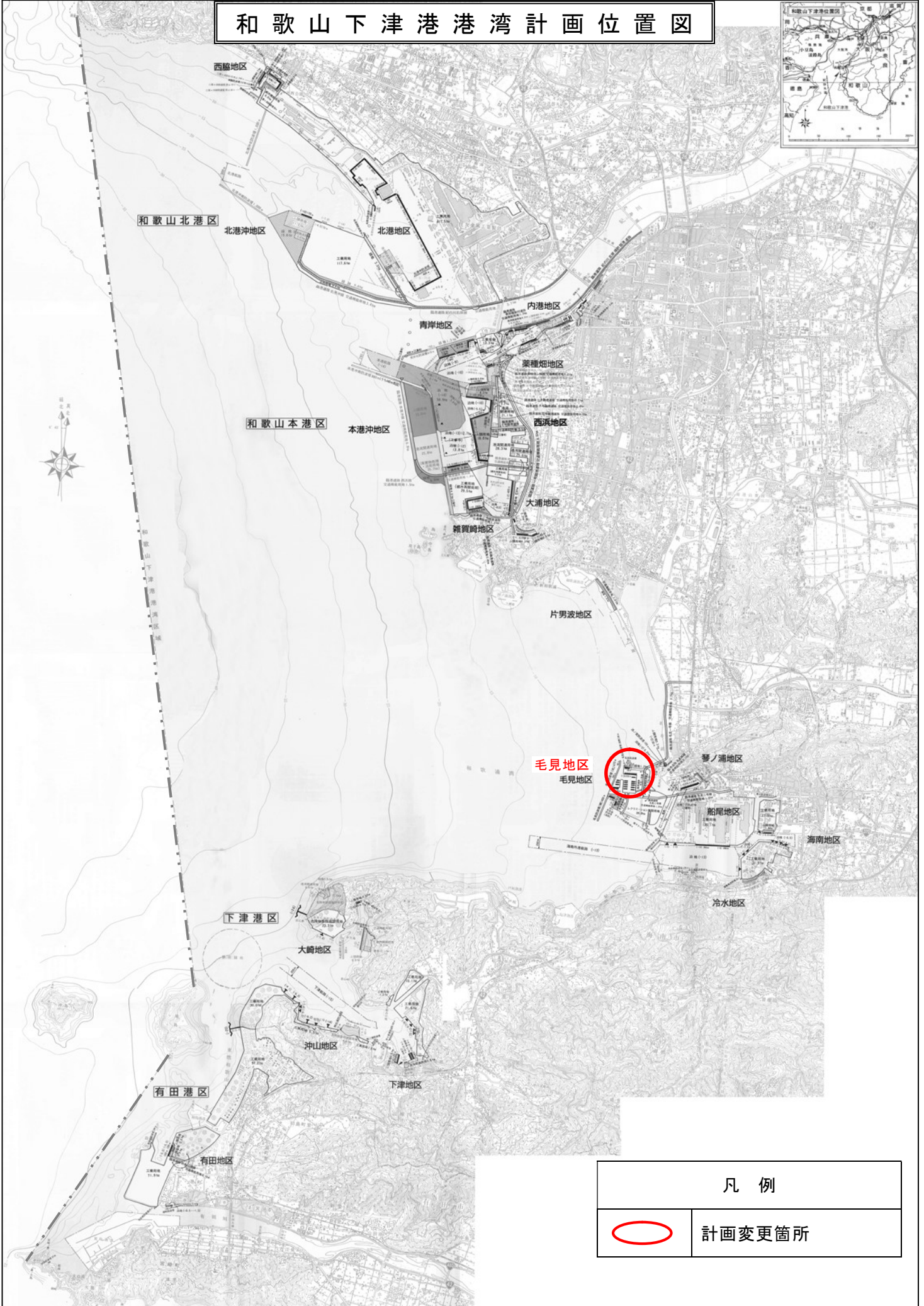
毛見地区において、海洋性レクリエーションの要請の変化に対応するため、マリーナ計画を変更する。

1 マリーナ計画(変更)

海洋性レクリエーションの要請の変化に対応するため、マリーナ計画を次のとおり変更する。

[毛見地区]	
北マリーナ	
防波堤	延長 180 m [既定計画の変更] (うち165 m既設)
〔 既定計画 〕	
防波堤	延長 190 m (うち165 m既設)

和歌山下津港港湾計画位置図



凡例



計画変更箇所

和歌山下津港港湾計画図

